

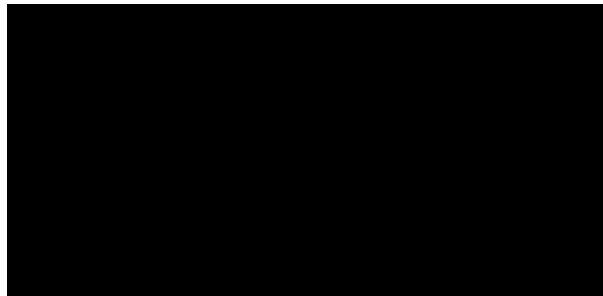
申請枠区分

通常枠

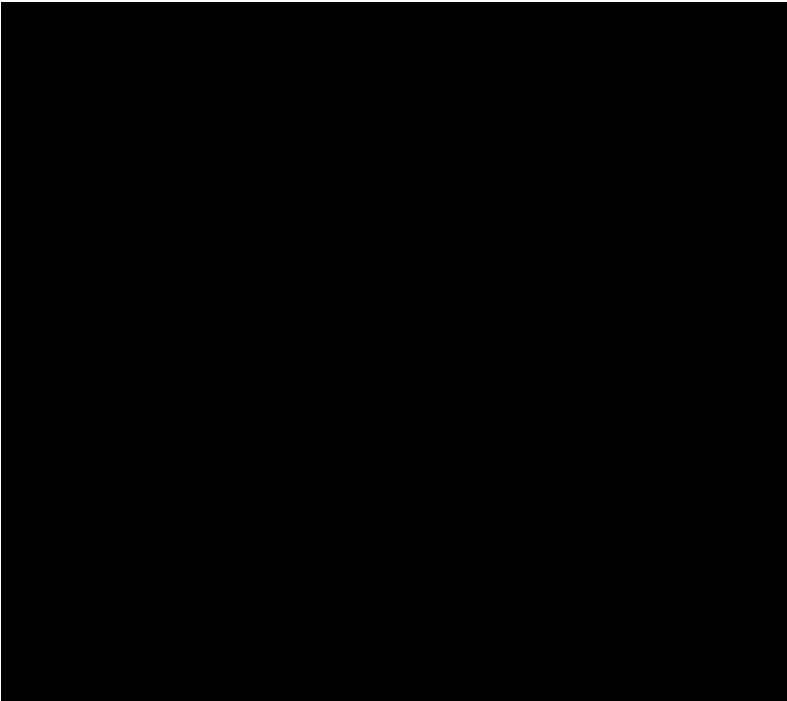
申請ステータス

| 年度 | 年度回数 | 回/次 |
|--------|------|-----|
| 2025 年 | 2 | 回 |

申請書SharePoint



団体情報から転記



1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

公益財団法人地方経済総合研究所

団体代表者 役職・氏名

代表理事 笠原 慶久

分類

法人番号

1330005008335

団体コード

申請団体の住所

熊本県熊本市中央区紺屋今町1番23号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

| 指導等の年月日 | 指導等の内容 | 団体における措置状況 |
|---------|--------|------------|
| 該当なし | 該当なし | 該当なし |

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

| 【誓約する団体の名称】 | 【誓約する団体の代表者氏名】 | 【誓約する団体の役割】 |
|-------------|----------------|-------------|
| | | |

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

| |
|-------------------------------|
| (1)申請資格要件(欠格事由)について |
| <input type="text"/> |
| (2)公正な事業実施について |
| <input type="text"/> |
| (3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当) |
| <input type="text"/> |
| (4)情報公開について(情報公開同意書) |
| <input type="text"/> |
| (5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について |
| <input type="text"/> |

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

| 団体名 | 指導等の年月日 | 指導等の内容 | 団体における措置状況 |
|------|---------|--------|------------|
| 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし |

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

| | |
|----|---------|
| 必須 | 申請時入力不要 |
| 任意 | |

| | | | | | |
|--------|--------|--------------------------|------------|--------|--|
| 基本情報 | | 申請団体 | | 資金分配団体 | |
| 資金分配団体 | 事業名(主) | 「地域共創グリーンインパクト」加速化プロジェクト | | | |
| | 事業名(副) | | | | |
| | 団体名 | 公益財団法人地方経済総合研究所 | コンソーシアムの有無 | なし | |
| 事業の種類1 | | ③イノベーション企画支援事業 | | | |
| 事業の種類2 | | | | | |
| 事業の種類3 | | | | | |
| 事業の種類4 | | | | | |

優先的に解決すべき社会の諸課題

| | |
|---|-----------------------------------|
| 領域/分野 | |
| (1) 子ども及び若者の支援に係る活動 | |
| <input type="checkbox"/> | ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援 |
| <input type="checkbox"/> | ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援 |
| <input type="checkbox"/> | ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援 |
| <input type="checkbox"/> | ⑨ その他 |
| (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動 | |
| <input type="checkbox"/> | ④ 働くことが困難な人への支援 |
| <input type="checkbox"/> | ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥ 女性の経済的自立への支援 |
| <input type="checkbox"/> | ⑨ その他 |
| (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援 |
| <input type="checkbox"/> | ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援 |
| <input type="checkbox"/> | ⑨ その他 |
| その他の解決すべき社会の課題 | |

SDGsとの関連

| ゴール | ターゲット | 関連性の説明 |
|--------------------|--|---|
| _8.働きがいも経済成長も | 8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。 | 地域共創の流域治水や地下水涵養に関わる要素技術を活用しながらグリーンインフラの実装を進める過程で、サステイナブルな農林水産業・観光、IoT、環境保全、小水力発電などの新しい価値観に基づく産業創生を行う。これらの産業は、作る側、使う側共に環境負荷を小さくする努力をする。 |
| _9.産業と技術革新の基盤をつくろう | 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 | 「グリーンインフラ日本一×伝統・歴史・文化」等のビジョンをきっかけ、流域治水の要素技術と地域の歴史文化を組み合わせた産業創成を進めることを各自治体に働きかけている。地域内経済循環を高め、流域治水と地域の歴史文化に関わる活動のシナジー効果を高めることを基本理念として活動を展開し、本事業を達成することを考えている。 |
| _11.住み続けられるまちづくりを | 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 | 流域治水や地下水涵養に関わる専門的あるいは一般教養として必要な知識、スキルに関する教育により人材を育成し、豊かな暮らしが営まれ住み続けられる地域づくりを目指す。地域の企業や住民に関わる流域治水要素技術の開発などを行い、気候変動による豪雨によるダメージ低減や生活用の水源涵養の見通しが2030年をめどに整い、本格的な行動に移っていることを想定する。 |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| _13.気候変動に具体的な対策を | 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 | グリーンインフラの要素技術によって具体的な対策を実施し、清冽な水の確保と河川、森林、平地の生物多様性を保全し、それをすべての土台とする。熊本県の主要産業が一次産業や観光であり、地域資源として美しい風景、清流、生物多様性、温泉、日本遺産などの自然と風土の恵みは重要な資源であり、本事業で環境が維持され、あるいは再生することが重要なターゲットである。 |
| _17.パートナーシップで目標を達成しよう | 17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | 地域共創によるグリーンインフラ実装の取り組みを、産学官と地域社会が一体のパートナーシップにより実施することで、すべての住民を包摂しながら、サステイナブルな社会を作る。持続可能な地域を実現するためには、様々なステークホルダーが協働し、しかも地域が受け身ではなく主体的に取り組む必要がある。 |

I.団体の社会的役割

| | |
|---|----------|
| (1)団体の目的 | 181/200字 |
| 公益財団法人地方経済総合研究所は、「地域経済社会の知恵袋であり続け、未来への扉を共創する」を経営理念として掲げている。人口減少と少子高齢化により地方経済の活力が減退する懸念がある中、熊本県を中心に地方の経済、産業、地域の活性化に関する調査研究並びに総合的な提言、それに関わる事業を行うシンクタンクであり、地方経済の振興と健全な発展に寄与することを目的としている。 | |
| (2)団体の概要・活動・業務 | 191/200字 |
| 公益財団法人地方経済総合研究所は、地域の文化資本や自然資本、産業構造などの特性を加味し、深い洞察を通じた調査研究により産官学金の知を集積し、オール熊本的な視点で提言を行う公益法人である。産業構造の変革が見込まれる中、幅広い視野で調査・研究を充実させ、地方経済社会の振興に向けた提言活動を展開している。県内全ての地域が持続可能な社会を築くため、必要な事業を遂行するシンクタンクである。 | |

II.事業概要

| II.事業概要 | 国外活動の有無 | - | 資金提供契約締結日 | 採択後の契約時に用いる欄です |
|-----------|---|------|-----------|--|
| 実施時期 | (開始) 2026/3/1 (終了) 2029/3/31 | 対象地域 | 熊本県 | <p>本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無</p> <p>※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。</p> <p>なし</p> |
| 直接的対象グループ | 「地域共創グリーンインパクト」加速化プロジェクトによる水害リスクの軽減、地下水資源の保全に資するグリーンインフラの実装を通じて、新たな地域価値を創造し、地域課題の解決と収益事業の両立を目指す事業者からなる実行団体 | | (人数) | 5団体程度 |
| 最終受益者 | 実行団体が活動することで、気候変動や社会基盤構造の変化による課題を解決し、最終受益者は安全で安心して住み続けられる豊かな環境を享受する地域住民である。中間受益者としては、地域のスタートアップ企業や若者が含まれ、彼らが残り集う地域の実現を目指す。事業の過程で、住民と企業が協力し、地域の持続可能な発展を促進することを想定している。 | | (人数) | 熊本県民168万人 (ご参考：球磨川流域8万人、白川流域13.5万人、緑川流域54万人、菊池川流域21万人) |
| 事業概要 | <p>本事業は、ネイチャーポジティブによる自然災害へのレジリエンス強化と熊本の地域経済のダイナミックな活性化を両立させる革新的なソーシャルイノベーションの創出を目指す。球磨川流域で研究開発される最先端の流域治水技術（洪水防御機能と地下水涵養機能）によるグリーンインフラを社会実装し、これを核に新たな産業創出支援や第一次・伝統産業等の生産性向上を図り、地域の自然・文化資本をマネタイズすることで、潜在的な価値を最大限に引き出す。また、白川流域ではTSMC進出に伴う地下水涵養量の減少懸念に対し、流域治水の「水をゆっくり浸透させる」機能に着目し、半導体産業発展と地域の持続可能性を両立させる、革新的な水マネジメントモデルを構築する。緑川、菊池川等の流域でも展開し、グリーンインフラを通じた地域への提供価値の高度化により、産官学金、地域社会が一体となった「価値共創エコシステム」を形成する。本事業で、地域住民や中小企業等の多様な関係者の想像力と変革力を引き出し、相互の事業成長に貢献しあう関係性を築く。気候変動等の地球規模課題に流域におけるグリーンインフラ実装で応えつつ事業成長を目指す企業や、地域の企業、起業家を発掘し、水と暮らし、産業を結びつける新たなソーシャルビジネスモデルの創出を加速化させる。本事業は、流域総合水管理を推進する国内他流域に横展開可能なモデルとし、社会全体への波及効果を創出する。</p> | | | |
| 596/600字 | | | | |

III.事業の背景・課題

| | |
|---|-----------|
| (1)社会課題 | 997/1000字 |
| 人口減少、少子高齢化の進行が顕著な地域では、人的要因に加え経済的にも自然、文化等の地域資源の維持が困難になりつつある。さらに2020年7月豪雨で甚大な被害を受けた球磨川流域をはじめ、気候変動による自然災害からの復興は地方の大きな課題となっている。これらに備える従来型の治水は山地、農地、住宅地などの流域は治水の対象とせず、流域から河川に集まった雨水や土砂をダムや堤防や遊水地によって処理しようという手法である。一方、本事業で前提とする地域共創流域治水は、従来型のハード対策に加え、流域からの流出の抑制、氾濫流のコントロール、土地利用のマネジメントなどを流域のそれぞれの場所を対象とする。これらの取組みの自然が持つ洪水緩和機能については、地域の理解が少なく、その機能は自然が劣化するとともに失われてきている。これらの取組みは地域に暮らす人々との協働なしでは成り立たない手法であり、連携先として公的な機関のみならず地域住民、企業の巻き込みが課題である。 加えて白川流域には、台湾の大手半導体メーカー「TSMC」を中心に半導体ビジネス関連企業が集積しており、「くまもとの宝」である「公共水」への依存度が増し、インパクトを与えている。土地需要、水需要の急増により、これまでの地下水涵養の取組みや条例等によるネガティブインパクトを軽減させる自治体施策だけでは、ウォーターニュートラルも達成は困難であることが懸念されている。 地域共創の流域治水によるグリーンインフラ実装を展開する上で、自然資源の維持や従来型の治水対策による限界が明確になっており、気候変動や急速な経済活動の影響を受ける中で、多様なステークホルダーの協力が欠かせない。本事業で目指す気候変動に起因する自然災害へのレジリエンスや水源の保全・涵養向上という社会課題の改善効果（インパクト）の実現は、ひと手間かけた山林の整備や農地の保全をはじめ、自然と向き合いながら振興するため短期的にはハードルが高く、長い時間軸で新たな技術の導入やビジネスモデルの変革を進め、事業創造に取り組む事業者の育成が課題である。流域治水によるグリーンインフラづくりという比較的新しい概念等は、自然の原理に基づき、ゆっくり水を流す国土、水を浸透させる国土に長期的な転換を目指すものであり、持続的な社会を構築するうえで生じる多種多様な課題解決に必要な不可欠である。 | |
| (2)課題に対する行政等による既存の取組み状況 | 198/200字 |
| 行政等との既存の連携は以下のとおり。 地域共創流域治水：熊本県を代表自治体（実施責任者：副知事）とし、球磨川流域10市町村（人吉市他）、玉東町他 熊本ウォーターポジティブ：熊本県、熊本市、合志市、菊池市、菊陽町、大津町他 要素技術：雨庭：人吉市、あさぎり町他/田んぼダム：幸野溝土地改良区他/湿地管理：相良村/森林管理：熊本県他/高品質飼料：山都町/小水力発電：菊池市 等 | |
| (3)課題に対する申請団体の既存の取組状況 | 189/200字 |
| 地方経済総合研究所は、2021年度より熊本県立大学を代表機関とする産学官連携の地域共創型流域治水のJST事業に参画。肥後銀行と連携し、サステイナブルな産業創生を担当。また、熊本ウォーターポジティブ・アクションにも参画し、持続可能な地域経済と自然環境保全を両立させる企業、住民、自治体からなる要素技術ごとのプラットフォーム（雨庭、森林管理、スタディツアー等）を形成、運営している。 | |
| (4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義 | 199/200字 |
| 気候変動による災害、地域経済衰退、水資源の安定供給等、熊本が直面する複合課題は従来の資金や投資では解決困難である。休眠預金は、既存の枠にとられない産官学金・地域社会一体の価値共創エコシステム構築を可能にし、熊本ならではの新たなソーシャルビジネス創出とそのモデル構築、他流域への横展開を加速させる。本事業は持続可能な地域社会実現に不可欠な、革新的なレジリエンス強化モデルの確立につながる意義がある。 | |

IV.事業設計

| |
|---|
| (1)中長期アウトカム |
| 【長期アウトカム】 熊本地域は、世界に先駆けた地域共創型グリーンインフラモデルを確立している。これは、雨庭等のグリーンインフラによる内水・外水氾濫の軽減だけでなく、緑を活用した水循環保全による地下水涵養、景観向上、森林保全といったネイチャーポジティブによる多面的な効果を中山間地域から開発地域まで享受することで実現する。このモデルは、地域社会、経済、環境が相互に好影響を与え合う「グリーンインパクト」を創出し、その効果を持続させる（事業終了後5年後以降）。 ◆水害に強く、持続可能な水資源に恵まれた安全・安心な地域（熊本地域の涵養ポテンシャルが向上し、自然災害リスクが大幅に軽減） ◆グリーンインフラを通じた、豊かさや恵みに満ちた暮らしが実現される地域（自然との共生が浸透し、地域の自然・文化資本が経済的価値を創出し、人々の生活の質が向上） ◆グリーンインフラを起点とした企業群により新たな事業と雇用が生まれ、多様な人々が集い活力を生み出す地域（地域経済活性化と雇用の創出が進み、多世代が活躍する持続的な地域） 【中期アウトカム】 熊本地域において、気候変動に伴う水災リスクの高まり、都市開発や工場進出に伴う田畑等の土地改変による地下水涵養量の減少などの懸念に対し、水循環の保全（ウォーターポジティブ）とそれを支える自然環境の再生・保全（ネイチャーポジティブ）を地域全体で推進することでグリーンインフラの実装による流域ごとの自立・分散型の社会が形成され、相互交流を基盤とした地域が形成されること（事業終了後2～5年後） ◆ネイチャーポジティブの仕組みにより生じる社会インパクトを可視化し、グリーンインフラの実装が各流域で促進される ◆流域ごとに自治体をはじめ企業や住民など地域のステークホルダーが、グリーンインフラ実装と産業創成のシナジー効果享受する意識が醸成される ◆大学教育研究機関、行政、金融機関等が多様な政策分野で連携し、地域共創流域治水及び水源涵養を担う企業群を創出するエコシステムが構築されている |

| (2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字 | モニタリング | 指標 | 100字 | 初期値/初期状態 | 100字 | 中間評価時の値/状態 | 事後評価時の値/状態 |
|--|--------|---|------|---|------|------------|---|
| ①企業群の組成 対象地域において、流域治水や地下水涵養につながるグリーンインフラ実装による企業群が組成されている。 | | ①流域内で合意されたグリーンインフラの要素技術数 ②各種シンポジウム、勉強会等を通じた意識醸成やワークショップによりグリーンインフラづくりの機会を持つプラットフォーム数 | | ①1（雨庭パートナーシップ） ②3（雨庭パートナーシップ、森と木の未来を考える会準備会、緑の流域治水スタディツアー） | | | ①5 合意され、協力関係が構築されている要素技術数 (目標達成時期：2029年3月) ②8 (目標達成時期：2029年3月) |
| ②各事業者の本業への寄与 対象地域において、流域治水や地下水涵養につながるグリーンインフラ実装による企業群に参画する各事業者の本業への寄与がある。 | | ①5業種程度のグリーンインフラ産業に属する事業者数 (想定される業種：「林業」、「農畜産業」、「焼酎等の食品製造業」、「建設業（造園業含む）」、「宿泊業」、「電力」等) | | ①18事業者 | | | ①100事業者 5業種程度の合計 (目標達成時期：2029年3月) |
| ③地域内外の人材確保と育成 対象地域において、流域治水や地下水涵養につながるグリーンインフラ実装による企業群に参画する地域内外の人材確保と育成 | | ①流域内でグリーンインフラ実装に参画している人数 ②流域外からグリーンインフラ実装に参画している人数 ③参画する人の幸福度 | | ①450 ②20 ③グリーンインフラの認知度が低い | | | ①1,500人 ②200人 ③熊本県AKHを上回る（R3年度基準） (目標達成時期：2029年3月) |
| ④グリーンインフラの実装 対象地域において、流域治水や地下水涵養につながるグリーンインフラが実装されている | | ①雨庭：設置数 ②田んぼダム：設置面積 ③自然共生サイト：サイト数 ④森林管理：再造林率 ⑤地域資源活用：プロジェクト数 (地域DX、高品質肥料、小水力発電、スタディツアー等) | | ①43箇所 ②617ha ③1か所 ④40%（ヒアリングによる） ⑤1プロジェクト | | | ①2030箇所 ②1,000ha ③2か所 ④45%（ヒアリングによる） ⑤3プロジェクト (目標達成時期：2029年3月) |

| (2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字 | モニタリング | 指標 | 100字 | 初期値/初期状態 | 100字 | 中間評価時の値/状態 | 事後評価時の値/状態 |
|---|--------|--|------|--|------|------------|--|
| ①自律的発展の基盤づくり 流域治水や地下水涵養につながるグリーンインフラ実装による事業及び実行団体の自律的発展の基盤ができる。 | | ①事業のブラッシュアップ ②地域課題解決型PPPによる新規事業開発 ③事業継続に向けた多様な資金調達 | | ①ゼロ ②ゼロ ③肥後銀行によるサステナブルファイナンス | | | ①地域共創による事業開発が行われている ②公共サービス領域と連動する事業が適切に実施されている ③資金調達につながるガバナンス強化がなされている (目標達成時期：2029年3月) |
| ②体制及びネットワーク構築 流域治水や地下水涵養につながるグリーンインフラ実装による事業及び実行団体の体制及びネットワークが構築できている。 | | ①グリーンインフラ要素技術に基づいた事業を支える人材確保 ②取組に共感する企業、団体、住民等の裾野拡大 | | ①ゼロ ②「雨庭」、「森林管理」、「スタディツアー」等のネットワーク化 | | | ①社会イノベーションのためのデザイナーとしての役割を担う人材がいる団体数：5程度 ②ステークホルダー間で共通理解が進み、ネットワーク化されている (目標達成時期：2029年3月) |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>③エコシステム構築及び社会的インパクトマネジメントの定着</p> <p>流域治水や地下水涵養につながるグリーンインフラ実装によるエコシステムの構築及び社会的インパクトマネジメントが定着している。</p> | <p>①流域において共創の枠組み構築につながる産学官民が参画するエコシステム構築</p> <p>②公的、私的、非営利的セクターを含む複数のステークホルダーや流域に利益をもたらし、地域経済において社会インパクトが評価される環境整備</p> | <p>①地域共創流域治水プロジェクト（球磨川流域）</p> <p>②地域材（竹、稲わら等）を活用した雨庭プロジェクト</p> | <p>①2（球磨川流域、白川流域）</p> <p>②地域共創型グリーンインフラを実装する企業群を創出する他流域でのエコシステムの構築（目標達成時期：2029年3月）</p> |
|--|--|--|--|

| (3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目 | 時期 | |
|--|---------|----------|
| <p>公募実行団体による企業群がグリーンインフラの実装を推進する体制を組成することで水害に強く、自然豊かな地域社会の実現に貢献する。具体的には気候変動や土地改変による水害・地下水減少に対し、「雨庭」や「田んぼダム」などのグリーンインフラを普及させ、健全な水循環を構築する。これにより、内水・外水氾濫を軽減し、地下水涵養を促進し、さらに流域の景観向上や生物多様性保全といった多面的な効果も生み出す。</p> | 2029年3月 | 195/200字 |
| <p>①雨庭：公募実行団体が、要素技術の一つである雨庭普及に取り組む。雨水を排水路に直接放流せず、ゆっくりと地中に浸透あるいは流出を遅らせる構造を持つよう人為的に改変された空間の雨庭を各地に設置し、治水(流出抑制)や地下水かん養に寄与する。2030年までに熊本県内に2030か所の雨庭整備を目標とし、熊本県立大学や肥後銀行等により2023年5月に設立された「くまもと雨庭パートナーシップ」と連携して活動する。</p> | 2029年3月 | 200/200字 |
| <p>①雨庭：公募実行団体が、くまもと雨庭パートナーシップに参画、団体や個人により組織された「あめにわパートナーズ」（118団体/個人、2025年9月現在）や、企業活動に伴う取水量に見合う涵養もしくは取水を伴わない涵養減対策を行う企業等に対して設置、管理、評価の支援を行い雨庭普及に取り組む。グリーンウォッシュ等を排除した評価項目で、くまもと雨庭パートナーシップが認定した雨庭は28件（2025年9月現在）。</p> | 2029年3月 | 200/200字 |
| <p>①雨庭：公募実行団体は、当研究所※1、2、肥後銀行※3と連携して熊本県内の造園事業者が組織する「くまもと雨庭ガーデナーズ」（仮称、約30社）による雨庭づくりの産業化を加速化。当研究所は、令和6年度中小企業庁「ローカル・ゼブラ事業」において地域中間支援者として雨庭の実証事業を開始、現在、肥後銀行や熊本県立大学を中心としたアカデミアや行政と連携して、雨庭に関するローカル・ゼブラ企業の創出を支援※4。</p> | 2029年3月 | 199/200字 |
| <p>（※1）雨庭シンポジウム…当研究所は、「雨庭」をテーマにしたシンポジウムを複数開催。「『雨庭を学ぶ』シンポジウムinあさぎり町」（2024年12月）では、雨庭に関する事業者のプラットフォーム化を目的として開催、造園事業者や高校生など110名が参加した。雨庭専門家による講演やディスカッションを行ったうえで、地元工務店の民有地での雨庭の製作体験、熊本県立南稜高校の雨庭の現地見学を実施する内容とした。</p> | - | 199/200字 |
| <p>（※2）プラットフォーム化…当研究所は、シンポジウムに参加した熊本県造園建設業協会の有志で運営される熊本グリーンインフラ研究会（18社）と情報交換会を開始（2025年1月）。「くまもと雨庭ガーデナーズ」の検討にあたり、当研究所が国土交通省「グリーンインフラ創出促進事業」に応募、熊本県あさぎり町内の地域材（放置竹、稲わら等）を活用した雨庭に関する多面的評価を行う内容で採択、現在、定例会を毎週開催。</p> | - | 199/200字 |
| <p>（※3）金融機関による支援①…肥後銀行は営業店ネットワーク（熊本県内95カ店）を活用して支援する。現在、85箇所の雨庭設置が確定（うち完成43箇所）、造園業者に収益機会を提供。また、肥後銀行は半導体関連開発の進む熊本地域自治体及び近隣市町村へ積極的に雨庭設置を促し、菊陽町では本庁舎に熊本地域自治体初となる雨庭を設置（2025年8月）。同町は、今後町有施設への設置、町民、企業への設置支援を行う。</p> | - | 198/200字 |
| <p>（※3）金融機関による支援②…大規模取水企業が既存の工場拡張にあたり緑地面積率規制や調整池設置が課題になるケースがある。肥後銀行は、熊本県立大学、熊本県等と連携し解決策として大規模取水企業の既存調整池や遊休地に地下水涵養機能を持つ雨庭設置を検討する研修会を開催（2026年1月予定）、地場造園事業者の施工等による収益機会を創出。</p> | - | 164/200字 |
| <p>（※3）金融機関による支援③…肥後銀行は、熊本県立大学、グリーンインフラ研究会、幼児教育施設向けサービス会社等と連携して、「これからの幼稚園シンポジウム」（2025年6月）を開催。熊本県内の幼児教育関係者240名超の参加があり、熊本県内の23園が雨庭設置を希望。地場造園事業者の施工等による収益機会を創出。</p> | - | 153/200字 |
| <p>（※4）ローカル・ゼブラ企業の創出支援①…当研究所があさぎり町の地場工務店に雨庭と竹筋コンクリート舗装を組み合わせた駐車場を実装するプロジェクトを用意し、熊本県造園建設業協会が産業化のため参画（延べ21社）。2025年7月に第1期工事を施工、8月に仕上げ、地元事業者、住民向けのグリーンインフラ実装のショーケースとし、熊本県副知事、肥後銀行頭取等の視察を受入（2025年10月）。</p> | - | 190/200字 |

| | | |
|--|---------|----------|
| <p>(※4) ローカル・ゼブラ企業の創出支援②…当研究所があさぎり町の農泊施設の日本庭園の枯山水に貯留や浸透機能を付加した雨庭化を実施(2025年9月)。宿泊者が農泊体験をしながら治水、水源涵養を学ぶ機会を提供し、施設の不動産価値向上に貢献。同施設は、農林水産省主催の「九州シン農泊合宿交流会inあさぎり」(2025年10月)の会場となり、県内外のグリーンツーリズム施設への雨庭普及の機会を創出。</p> | - | 195/200字 |
| <p>①雨庭:公募実行団体が、熊本地域で工場進出が活発化するなか、取水事業者に対し取水量と涵養量のバランスを確保する対策は取られてきたが、取水を伴わない土地開発による涵養域の減少などによる地下水の涵養量の減少への懸念、激甚化する自然災害への対応も見据えて、地下水保全・治水による多岐にわたる価値創出を図る「熊本ウォーターポジティブアクション」※5と連携して、企業の自発的なグリーンインフラ設置を支援する。</p> | 2029年3月 | 199/200字 |
| <p>①雨庭:公募実行団体が、土地改変(土地開発)者等の事業量に応じた自然由来のクレジット創出の仕組みを活用して、熊本県内での雨庭をはじめとするグリーンインフラ設置者への設置費用や管理費用の支援を行うことで、普及を支援する。</p> | 2029年3月 | 109/200字 |
| <p>(※5)熊本ウォーターポジティブアクション①…熊本地域で地下水保全に取り組んできた実績に基づき、6組織(熊本県立大学、肥後銀行、サントリーHD他)が協働で、金融的手法を活用して、熊本地域でのグリーンインフラ導入による水循環保全のメカニズムを推進。今後、多くの主体が参加できる仕組みを構築し、取組を通じて健全な水循環を維持し、豊かな市民生活と地域経済を支える「水の国くまもと」のさらなる発展を目指す。</p> | - | 199/200字 |
| <p>(※5)熊本ウォーターポジティブアクション②…発起人は6組織(熊本県立大学、熊本大学、肥後銀行、サントリーHD、日本政策投資銀行、MS&AD)。オブザーバーとして、当研究所、熊本県、熊本市、合志市、菊池市、菊陽町、大津町、くまもと地下水財団、肥後の水と緑の愛護基金、九州フィナンシャルグループ等が参画。</p> | - | 151/200字 |
| <p>(※5)熊本ウォーターポジティブアクション③…白川流域で、雨庭などのグリーンインフラを導入しやすい土地は、公共施設(648ha)、学校(407ha)、工場(816ha)等、広範囲に及んでいる。これらの敷地の5%に雨庭を設置で、およそ2,713万㎡の涵養量(年間)の増加が期待できる(熊本ウォーターポジティブ事務局試算)。なお、TSMC第一工場のフル稼働時には年間310万㎡の採取増が見込まれている。</p> | - | 199/200字 |
| <p>②田んぼダム:公募実行団体は、要素技術の一つである「田んぼダム」※6普及に取り組む。熊本県内の田んぼダム設置面積は617ha(2023年現在)であり、2030年までに1,000haまで拡大を目指す。まず、球磨川流域の2つの土地改良区[REDACTED]と連携して普及を図る。その後、球磨川流域をモデルケースにして他流域への展開を図る。</p> | 2029年3月 | 179/200字 |
| <p>[REDACTED]</p> | 2029年3月 | 198/200字 |
| <p>(※6)降雨を田面に貯め込む要素技術で、水田の排水口に小さな穴の開いた調整板で流出量を抑制し、大雨の際に周辺の畑や集落、下流域の浸水リスクを減らす効果が見込まれる。河川整備と比べ安価で、国土強靱化計画でも短時間の強雨で多発する水害対策の一つとされる。新潟市では、市内約6割で田んぼダムを実施した場合、10年から30年に一度の大雨による浸水被害を約7割軽減できるという試算が示されている。</p> | - | 199/200字 |
| <p>③湿地管理:公募実行団体が水害と生物多様性喪失の課題解決へ、ネイチャーポジティブと地域経済の共創を推進する。TNFDを意識した大企業や中小企業との地域連携を通じ参画を促し、グリーンインフラ実装する企業群の人材を育成する。また平常時は生物多様性保全のための「湿地管理」を、大雨時には遊水地機能を発揮させ、地域社会のレジリエンスを強化し、多様な人材や企業が参画し、持続可能な地域づくりに貢献する。</p> | 2029年3月 | 196/200字 |
| <p>[REDACTED]</p> | 2029年3月 | 195/200字 |
| <p>[REDACTED]</p> | - | 189/200字 |

| | | |
|--|---------|----------|
| <p>(※7) 地域金融機関の取組…肥後銀行は、球磨盆地のあさぎり町の「丸池」などの湧水湿地を対象に大手漢方薬メーカーと保全活動を準備している。丸池は、台地面の開発により湧き水が減少し、天然記念物「リュウキンカ」などの動植物が影響を受けている。また、台地下の低地はしばしば氾濫被害があり、台地上の開発された場所に雨庭を導入し流出抑制を実施するとともに、湧水環境の保全に取り組むための準備を進めている。</p> | - | 196/200字 |
| <p>④森林管理：公募実行団体はドローン等のDXによる適切な「森林管理」を推進。再造林率の低さは水源涵養や土砂災害防止機能の低下を招き災害リスクを増大させている。効率的な現状把握で再造林や管理を行う。持続可能な森づくりを進める活動により、森林の多面的機能回復を促し災害に強い環境整備に貢献。ひいては流域治水に繋がるグリーンインフラ実装を促す企業群の組成を後押しし、地域レジリエンス強化と経済活性化に繋げる。</p> | 2029年3月 | 200/200字 |
| <p>④森林管理：公募実行団体は、要素技術の一つである治水や地下水涵養に有効な森林管理の普及に取り組む。球磨川流域の森林には間伐が遅れて過密のまま放置された人工林と皆伐跡地の二つのタイプが存在。過密森林の間伐、皆伐時の架線集材、枝葉や梢端部の散布存置、壊れないみちづくり等、ひと手間かけた森づくりを進め、再造林率を現状の40%から45%に向上させ、最終的には100%につながる森林マネジメントを働きかける。</p> | 2029年3月 | 199/200字 |
| <p>④森林管理：公募実行団体は、持続可能で災害に強い森づくりの手段として森林認証制度の普及を図る。球磨川流域は全国に先駆けて2007年に国有林と県有林がSGECのFM認証を取得し流域内の事業者もその理念に賛同してFMおよびCoC森林認証を取得した地域であるものの、認証の維持コストが課題。近年、SDGsへの関心の高まりとともに、国産の森林認証材のニーズも増加、収益機会につなげる。</p> | 2029年3月 | 198/200字 |
| <p>④森林管理：公募実行団体は、当研究所が森林管理の専門家の[REDACTED]と運営する「球磨川流域の森と木の未来を考える会」※8と連携しながら活動する。同会は、流域治水に効果的な森林管理と健全経営の前提となる経済循環を考える機会として2025年1月に人吉市で2週連続で開催した「森と木のシンポジウム」（参加75名/社）と「森と木で作る住まいのシンポジウム」（参加40名/社）の参加者があった。</p> | 2029年3月 | 200/200字 |
| <p>(※8) 球磨川流域の森と木の未来を考える会①…2025年1月より継続的に森林が持つ課題解決に関わりたいと考える企業、行政、個人を対象にしたプラットフォームとして活動。熊本県、市町村、民間（林業・林産業に限らない）、大学、市民団体等がゆるやかに連携し、各自ができる範囲で協力しながら森と木の持続を目指す交流の場として位置づけ、参加者（約100名）の関心テーマで現地見学会と勉強会と合わせて毎月開催※9。</p> | - | 199/200字 |
| <p>(※9) 開催内容①…地元の森林組合、素材生産者や大規模製材工場等のサプライチェーンに関わる事業者の協力のもと、球磨川流域各地の現場見学会を行い、勉強会を開催し、同日夜に日中の視察の状況を動画で可視化し、オンラインとのハイブリッド方式で意見交換を実施している。持続可能で災害に強い森づくりを実現するための手法を考える場を幅広く提供。これまで8回開催し、各回、県内外から40名を超える参加がある。</p> | - | 196/200字 |
| <p>(※9) 開催内容②…2025年開催実績は次のとおり。第1回（1月）：供給サイド、需要サイドにわけてシンポジウムを開催、第2回（3月）：[REDACTED]「林地保全に配慮した林業のガイドライン」について、第3回（5月）：[REDACTED]「伐採、植林の現地見学」、第4回（6月）：[REDACTED]、森林認証をテーマとし「原木（丸太）市場での仕分け、販売、CoC認証維持コスト」</p> | - | 193/200字 |
| <p>(開催実績の続き) 第5回(7月)：[REDACTED]「小さな林業、自伐型林業」、第6回(8月)：[REDACTED]「SGECのCoC認証取得の大規模製材工場」、第7回(9月)：[REDACTED]「天然更新の森づくり」、第8回(10月)：[REDACTED]「広葉樹の植林」</p> | - | 146/200字 |
| <p>(開催予定) 第9回(11月予定)：[REDACTED]「熊本県のハウズビルダーと球磨川流域の木材生産現場をつなげる」、第10回（12月予定）：[REDACTED]「海外（特にアジア市場）における非住宅の木造化、国産CLT/LVL/合板の海外向け輸出、森林認証材の重要性」、第11回（2026年1月予定）：シンポジウム開催、2月以降も継続予定。</p> | - | 178/200字 |
| <p>⑤地域資源活用（地域DX）：公募実行団体は地域主体で河川防災IoTを補完するシステムを展開し※10、行政主導の大河川監視に加え、地域住民とカメラシステムを活用し避難経路の道路や水路の氾濫状況など、きめ細かな情報を共有、地域主体の「防災DX」を支援する。また、農業・林業・福祉分野との連携で地域DXへと発展させ※11、さらに流域治水に繋がるグリーンインフラ実装を推進する企業群の組成を促す。</p> | 2029年3月 | 194/200字 |
| <p>(※10) システム①…開発内容は、地域住民の避難経路の確認、道路や沢、山や川の状態など身近な避難情報を、安価なIoTを使って、映像情報を共有するシステムで、Amazonで買えるを合言葉に、地域の人たちがハンドリングできる安価で手軽なカメラ情報の配信をLineで行うシステム。公募実行団体は、同システム販売、データ解析、シミュレーション等により収益機会を得る。</p> | - | 179/200字 |

| | | |
|--|---------|----------|
| <p>(※10) システム②…導入実績は、球磨村神瀬集落、人吉市下薩摩瀬、菊池市藤田地区、熊本市大江小学校区等の熊本県内の各流域10集落が導入している。なお、人吉市下薩摩瀬集落の自治会では災害タイムラインに位置付けられている。地域住民と研究者がワークショップを行い、避難に必要な情報を地図上で抽出し、一緒に現場を回り民地にカメラシステムを協働で設置。</p> | - | 171/200字 |
| <p>(※11) 地域への展開…流域治水では各土地利用からの流出現象の把握や要素技術の効果の把握などのために、面的な水文データ収集は極めて重要である。多点同時観測を行う際のコストおよび観測情報の手間の問題が大きく、球磨川流域に国、県、研究拠点により設置されている多数の水位計のデータを統合解析し、流出現象の実態を把握する。また、鳥獣害対策やスマート農機の管理等、農林業分野への応用により平常時の活用を図る。</p> | - | 199/200字 |
| <p>⑤地域資源活用（高品質飼料）：公募実行団体は、地域資源循環とグリーンインフラで地域活性化を図る。竹と鶏糞で「高品質肥料」※12を生産、有機栽培に貢献し健全な水循環を支える農地環境を育む。</p> | 2029年3月 | 93/200字 |
| <p>(※12) 竹と鶏糞による高品質肥料…公募実行団体は、氾濫原因の一つである放置竹林の竹の利活用に取り組む。田んぼダムに取り組む生産者向けに、竹と鶏糞による高品質肥料による有機栽培普及と、機械化やスマート農業の導入が困難な山間農業地域において棚田で活用する除草ロボット等のスマート農業を組み合わせた実践可能な新しい農業モデルの実用化に取り組む。</p> | - | 167/200字 |
| <p>⑤地域資源活用（小水力発電）：公募実行団体は、地域資源循環とグリーンインフラで地域活性化を図る。農地の水路を活用した「小水力発電」※13により地域資源の有効活用とエネルギー自給を促進。</p> | 2029年3月 | 92/200字 |
| <p>(※13) 小水力発電①…公募実行団体は流域集落の農業用水路や地域に残された未利用の水で、地域集落と共に取り組める小水力発電事業の開発（1か所）する。例としては、2025年1月に完成した菊池川流域のこども小水力戸豊水発電所（CO2フリー電力量（276,400Kwh/年、4人家族50世帯分）、パートナー地域：戸豊水集落、古川兵戸井手、菊池市）は今後最低50年は稼働予定で、今後も他流域に展開予定。</p> | - | 200/200字 |
| <p>(※13) 小水力発電②…公募実行団体は、小水力発電事業の開発プロセスを通して、地域の人たちや参画者が、水や地域の歴史、事業の運営などを学ぶ活動を展開する。また、多様・多世代の地域内外の関係者・関係機関とのネットワーク構築を通して、地域社会の持続可能性に向けた活動を創り地域自立モデルの構築を実践していく。</p> | - | 152/200字 |
| <p>(※13) 小水力発電③…公募実行団体は、小水力発電のノウハウと流域治水の取り組みを組み合わせ、地域の分散型電源や防災力の向上に取り組む。また、熊本県立大学が特許を有する新技術である超小型のJet水車（水の位置エネルギーを回転エネルギーに変換し、発電機を回転させて発電することを基本原理とした水車）を活用して、発電量50w～200w程度の自律電源の防災システムの普及を図る。</p> | - | 186/200字 |
| <p>⑤地域資源活用（スタディツアー）：公募実行団体は、観光分野で地域資源循環とグリーンインフラで地域活性化を図る。球磨川流域で開発される流域治水の要素技術を国内外に普及させるとともに、人吉球磨地域内の観光業の産業創生や地域連携につなげることを目的にツアー商品の造成に取り組む。当研究所が現在、企画運営している「緑の流域治水スタディツアー」※14と連携して誘客（年間観光消費額4,000万円目標）を図る。</p> | 2029年3月 | 199/200字 |
| <p>(※14)緑の流域治水スタディツアー…1泊2日を基本としたコースで、流域治水を学ぶためのテキストで学ぶ。球磨川流域の要素技術の実証サイトをめぐり、被災した酒蔵のツアーやラフティング体験、温泉等の観光コンテンツを組み込む。ツアー代金から実証サイトへの謝金、地元地域おこし協力隊等のガイド報酬を支払う※15。JTB熊本より2023年より販売され、国内外から200名を超える参加者がある。</p> | - | 192/200字 |
| <p>(※15)ガイド養成講座①…有償ガイドは、地元の宿泊施設、観光協会の職員や、起業を予定している地域おこし協力隊の隊員、自伐型林業に取り組む林業者など15名程度で構成される。当研究所が主催するガイド養成講座（2024年は7回開催）で要素技術に関する専門性を高めている。スタディツアーは講座修了ガイドが1回ごとに2万円/日の報酬を得る仕組みとしている。</p> | - | 173/200字 |
| <p>(※15)ガイド養成講座②…2025年は5回実施。第1回（8月）：座学「流域治水とは」、XXXXXXXXXXによる「インタープリテーション」「リスクマネジメント」、第2回（9月）：実地研修「雨庭」「自然共生サイト」、第3回（10月）：実地研修「森林管理」「田んぼダム」、第4回（11月予定）：実地研修「庭園砂防」「IoT」、第5回（12月予定）：ゲームラーニング、振り返り・終了式。</p> | - | 191/200字 |

| (3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援 | 時期 | |
|--|---------|----------|
| <p>組織基盤強化①ビジョン・ミッション・バリューの確立</p> <p>公募実行団体にグリーンインフラによる流域治水・地下水涵養の重要性を深く理解してもらい、団体の独自性や強みを活かした役割を明確化。目指すべき将来像を具体的に描き※1、短期アウトカムに直接結びつく活動目標を設定、価値観を明確化※2、自律的發展、体制・ネットワーク構築、エコシステム構築、社会的インパクトマネジメント定着への意識を醸成する伴走支援を実施。</p> | 2029年3月 | 200/200字 |
| <p>(※1)目指すべき将来像①…本事業は、「クインタプル・ヘリックス（五重らせん）・モデル」として、大学、産業、政府に市民社会を加えて、第5の主体として自然環境を加えた構造で継続を目指す。自然環境を保全や経済活動の受動的な資源として捉えるのではなく、イノベーション・システムの能動的かつ不可欠な構成要素、すなわち「ステークホルダー」とし、グリーンインフラの構成要素を活用し、流域治水と水源涵養を実践する。</p> | - | 200/200字 |
| <p>(※1)目指すべき将来像②…球磨川流域では先行して、当研究所、熊本県立大学、肥後銀行等の産業界、流域自治体、住民が「グリーンインフラ日本一×人吉球磨らしさをみんなでつくって持続可能な地域へ」を戦略ビジョンとして掲げ、要素技術をベースとした様々な取組を展開。公募実行団体が活動する各流域でも、安心安全に住み続けられる豊かな環境の実現に向け、流域治水や地下水涵養を推進する将来像をもとに支援。</p> | - | 194/200字 |
| <p>(※2)活動目標の設定①…大雨時、全ての雨水が河川に一気に流れ込むのではなく、森林や農地などで洪水は調整される。2020年の球磨川水害ではピーク流量時に約50%程度の雨水保留量があったと試算されている（なお、東京都杉並区では15%と試算され都市部は下水道の寄与が大きい構造）。本事業では、雨水保留量を遮断蒸発発散量、表面、土壌、地下貯留量等と捉え、公募実行団体の事業のブラッシュアップを支援。</p> | - | 196/200字 |
| <p>(※2)活動目標の設定②…公募実行団体による要素技術の実装が、自然の力を保全、再生、強化するNbS（Nature based solutions、自然に基づく解決策）につながるように、資金分配団体が熊本県立大学等のアカデミック等と連携して、「非浸透域」（建築物、グラウンド、駐車場、公園、太陽光発電等）、「農地」、「森林」等の場所ごとの手法を要素技術として提供し、目標設定、評価実施を支援。</p> | - | 195/200字 |
| <p>(※2)活動目標の設定③…非浸透域：雨庭等のグリーンインフラにより雨水の貯留、地下浸透を促し、ピーク流量削減20%、総浸透量90%を目指す。農地：田んぼダムや耕作放棄地の湿地化により雨水の貯留を促し、ピーク流量の20%削減。森林：皆伐時の流域治水型森林管理、皆伐対策、再造林等により雨水の蒸発、貯留を促し、皆伐時に増加するピーク流量低減20%、間伐によるピーク流量の20%減少とし、流出抑制を図る。</p> | - | 199/200字 |
| <p>(※2)活動目標の設定④…熊本県は、2026年度から熊本都市圏11市町村で水田などを通じて地下水を蓄える涵養量の新たな目標値を年間4,853万トンに引き上げる方針を公表している（2025年10月）。採取量は現行計画の1億6,550万トンからの増加量を150万トン以内に抑え、地下水の流入量と流出量がほぼ均衡させることを目指す。本事業では、ウォーターポジティブに転じるよう公募実行団体と取組む。</p> | - | 196/200字 |
| <p>(※2)活動目標の設定⑤…既述した「熊本ウォーターポジティブアクション」では、白川流域において、雨庭などのグリーンインフラを導入しやすい土地は、公共施設（648ha）、学校（407ha）、工場（816ha）等、広範囲に及ぶとしている。これらの敷地の5%に雨庭を設置で、およそ2,713万㎡の涵養量(年間)の増加が期待できる（熊本ウォーターポジティブ事務局試算）。</p> | - | 181/200字 |
| <p>組織基盤強化②人的基盤確立</p> <p>公募実行団体のグリーンインフラ事業に必要な専門知識やスキルを特定し、研修や学習機会を提供。団体の組織内の役割分担と責任範囲を明確にし、効果的なチームビルディング構築を支援。また、多様な人材が参画できるよう関係機関との連携を強化し、パートナーシップ構築を支援。ロジックモデルの組成、更新、各事業の評価基準の設定、社会的インパクト評価に携わる持続可能な人材育成を支援※3。</p> | 2029年3月 | 198/200字 |
| <p>(※3)人材育成支援①…本事業は公募実行団体のみならず、流域に住む住民、企業、農林漁業者、行政の多様な部局などの広範なステークホルダーが存在し、一部に限定した対策では複雑な流域全体の相互作用や課題に対応できないため、資金分配団体は拡散型アプローチで支援を図る。トップダウンや限定的な働きかけだけでは共創が困難なため、多様な主体が自律的に関与し、アイデアが自然発生的に結合・発展していく「場」を提供。</p> | - | 199/200字 |
| <p>(※3)人材育成支援②…既述のとおり、当研究所は資金分配団体として「雨庭」、「森林管理」等の要素技術を現地で学び、要素技術ごとに公募実行団体が展開する事業への関心度合いにより以下の3ステップに分けてアプローチするノウハウを有している。「ステップ1」は、公募実行団体の取組の認知度向上を図る目的で地域課題の構造分析ワークショップ、勉強会・シンポジウムを複数回開催し、裾野を拡大する。</p> | - | 190/200字 |

| | | |
|---|---------|----------|
| <p>(3ステップアプローチの続き) …「ステップ2」は、要素技術ごとにワークショップ、勉強会・シンポジウムに関心を持った事業者、住民を対象に、参加者の意識変容を目的とするプラットフォームを形成。「ステップ3」は、要素技術ごとのプラットフォームから収益を両立する事業者を抽出し、ロジックモデルの組成、更新、各事業の評価基準の設定、社会的インパクト評価に携わる持続可能な人材育成につなげる。</p> | - | 190/200字 |
| <p>(※3)人材育成支援③…本事業で公募実行団体が事業展開をするにあたり、要素技術に関する専門知識（応用生態学、水文学、土木工学、景観設計など）を持つ人材は、内部には限られている。また、地域課題を深く理解し、事業として成立させるためのコーディネート能力や、多様なステークホルダー（行政、造園企業、建設コンサルタント、地域住民など）と円滑なコミュニケーションを図れる人材の育成を支援。</p> | - | 189/200字 |
| <p>組織基盤強化③資金調達を含む財政基盤 公募実行団体の本事業の費用対効果や社会的インパクトを検討し、助成金、クラウドファンディング等、多様な資金源開拓を支援。流域治水や地下水涵養は長期的な視点での効果発現や多岐にわたる関係者の関与、維持管理などの特性があるため、実行団体の規模や事業にあわせたサステナブルローンやPPP等との組み合わせなど、持続可能な資金調達スキームにより事業継続を後押しする※4。</p> | 2029年3月 | 198/200字 |
| <p>(※4) 多様な資金源開拓①…当研究所は肥後銀行と連携し、公募実行団体のフェーズに合わせた資金調達手段を提供し、伴走支援するスキーム構築を図る。そのうちの一つ、2024年10月に取扱開始した社会課題解決を目的とした寄付付きの「サステナビリティ定期預金」は、 億円を調達し、雨庭づくりを推進する「くまもと雨庭パートナーシップ」と地下水保全に取り組む「くまもと地下水財団」に寄付金を贈呈した実績がある。</p> | - | 198/200字 |
| <p>(※4) 多様な資金源開拓②…肥後銀行は流域市町村に対して、企業版ふるさと納税を活用して雨庭設置に寄付できる仕組みを五木村、あさぎり町を対象に提供。また、人吉市が雨庭設置補助制度を2025年11月より開始。当研究所は公募実行団体の活動を支援するため、老朽化が進む公営住宅の維持管理への流域材の活用や、進出企業の工場用地内調整池の雨庭化による土地の有効利用の提案等、地域課題解決型PPPによる支援を図る。</p> | - | 200/200字 |
| <p>(※4) 多様な資金源開拓③…雨庭の普及を支援するローン商品の開発も行っている。事業者向けには、「ひぎん環境サポートローン」では雨庭を導入した企業への利子優遇を実施。個人向けには、雨庭を導入した住宅ローンの借主に対し、金利優遇を実施。本事業では、資金分配団体として肥後銀行と連携し、預金、サステナブルファイナンスの両面で公募実行団体の活動を支援するエコシステムの拡充を図る。</p> | - | 186/200字 |
| <p>組織基盤強化④ガバナンス（組織統治体制） 公募実行団体の各流域の自治体、企業群、住民など多様な関係者間の意思決定プロセスや役割分担の整理について支援。グリーンインフラ事業は自然条件による効果の不確実性、長期わたる維持管理など特有にリスクがあり、協働的な事業の進捗管理、評価、リスクマネジメント体制の整備を支援※5。これにより、熊本ならではのエコシステム形成、社会的インパクトマネジメント定着を支援。</p> | 2029年3月 | 199/200字 |
| <p>(※5) ガバナンス整備支援①…当研究所は、収益事業を分社化し「株式会社地方総研」を設立（2025年4月）。同社は、当研究所と同じ目的のもと、創業期、成長期、成熟期（持続可能期）の公募実行団体のフェーズに合わせた伴走支援を担うコンサルティング会社として事業展開を図る。本事業では、当研究所だけではカバーできない多様な政策分野にわたるグリーンインフラ実装による産業創生の連携を推進。</p> | - | 189/200字 |
| <p>(※5) ガバナンス整備支援②…2022年度から熊本県庁内に河川課他12課の課長クラスで構成されるカウンターパート会議が設置され、当研究所、熊本県立大学、熊本大学等が参加し、流域治水や地下水涵養等に関して意見交換を実施している。全体窓口の熊本県球磨川流域復興局とは随時、コミュニケーションを取れる体制となっており、公募実行団体が要素技術の現場実装に関する支援ができる。</p> | - | 183/200字 |
| <p>(※5) ガバナンス整備支援③…学校との連携はグリーンインフラの要素技術に基づいた事業を支える人材確保に向け重要であり、当研究所は熊本県立大学等と連携して公募実行団体が活動を拡大する際に支援する。例えば、雨庭は熊本県立南稜高校の生徒の協力が普及に貢献している。現在、同校の他、 、 、 と連携している。</p> | - | 171/200字 |
| <p>組織基盤強化⑤評価実施 公募実行団体の評価目的や範囲を明確化し、流域治水や地下水涵養へのグリーンインフラ効果を測る指標（例：涵養量、水質改善度）の設定をアカデミックと連携して支援。データ収集・分析手法をアドバイスし、事業開始前（セオリー評価）、期間中（プロセス評価）、終了後（インパクト評価）等の客観的な評価を促す。評価結果に基づく事業改善計画策定や、ステークホルダーへの報告の仕組み作りを支援※6。</p> | 2029年3月 | 200/200字 |

| | | |
|--|-----------|----------|
| <p>環境整備③積極的な情報発信</p> <p>公募実行団体が、自らの活動の社会的意義や成果等に関わる積極的な情報発信を行う際に、グリーンインフラの多面的な成果（涵養量、水質改善、防災効果など）を測定し、定量・定性データで示す方法等を熊本県立大学等のアカデミックと連携して助言。ターゲット層に応じた発信チャネル（ウェブサイト、SNS、メディア等）の選定と、魅力的なコンテンツ作成（事例、動画、テキスト等）を支援※9。</p> | 2029年3月 | 198/200字 |
| <p>(※9) 情報発信①…当研究所は、地元報道機関の「テレビ熊本」と連携して、雨庭等の要素技術の実装に関する報道で公募実行団体の活動を積極的に発信する。テレビ熊本は、現在熊本県立大学や当研究所等の雨庭普及に関する情報を単発ではなくストーリーを紡ぎながら、報道を行っている（2021年11月～2025年9月までに31回、111分24秒の報道実績がある）。地域住民に対して公募実行団体の活動の認知拡大を支援。</p> | - | 199/200字 |
| <p>(※9) 情報発信②…当研究所は、要素技術ごとに公募実行団体が展開する事業への関心度合いにより3ステップに分けてアプローチするノウハウの一環で、要素技術の実装を動画にして参加者向けに提供している。当研究所は動画作成を内製化できており、資金分配団体として地域の企業や住民向けに公募実行団体の活動の理解を促す支援を行う。また、行動変容を促すフェーズでは、シンポジウム等の開催により支援。</p> | - | 190/200字 |
| <p>環境整備④提言活動支援</p> <p>公募実行団体が流域治水や地下水涵養に関する問題を可視化し、公的施策等の制度化を目指した提言活動を検討するにあたり、グリーンインフラ特有の課題（長期性、多分野横断など）に対応した独自の政策の整理や、グリーンインフラが解決策となるリサーチセンター等とデータ・エビデンス収集を支援。また、企業や住民が公共心を育むようなインセンティブ制度等を提案※10。</p> | 2029年3月 | 185/200字 |
| <p>(※10) インセンティブ制度等①…熊本地域でも産業用地の確保が課題になっており、工場増設に当たり緑地面積率規制等が障壁となるケースが存在するとされ、検討すべき論点として緑地面積率に関する規制について技術や環境の変化、環境規制の整備、特例的緩和措置等の実施状況等を踏まえた適切な水準などが想定される。当研究所は熊本県立大学等と連携して、雨庭等の要素技術による解決策を提示。</p> | - | 185/200字 |
| <p>(※10) インセンティブ制度等②…当研究所と肥後銀行が参画する「熊本ウォーターポジティブ・アクション」において、今年度設置が予定される「熊本ウォーターポジティブデザインセンター（仮称）」を通じて、白川流域の大規模取水企業等と勉強会を開催し、公募実行団体の活動とマッチングを支援。進出企業の工場用地内の涵養促進や調整池の雨庭化による土地の有効利用の提案を図る。</p> | - | 179/200字 |
| <p>(※10) インセンティブ制度等③…当研究所は熊本県立大学等と連携して、グリーンインフラ導入や雨水処理費用の徴収や減免措置に関する先進事例や諸外国の法制度に関する情報収集し、流域自治体等への伴走支援を働きかける。米メリーランド州の雨水管理法は開発行為につき、雨水流出抑制策等を義務付けや、ポートランド市では不浸透面への課税がなされる一方、雨庭設置に対し減免措置などが講じられている。</p> | - | 190/200字 |
| <p>環境整備⑤国内外のレジリエンス向上</p> <p>公募実行団体が休眠預金等に係る資金を梃に新たな民間資金の調達等を行う際、本資金を呼び水として、民間企業からの協賛、クラウドファンディング、個人寄付など、多様な資金源との連携戦略を検討。事業の社会的インパクトを明確に伝え、投資価値を高めるための情報発信や、流域内外の企業向けの説明会等開催を支援※11。</p> | 2029年3月 | 168/200字 |
| <p>(※11)説明会等の開催支援①…当研究所は熊本県立大学等と連携して、グリーンインフラに関連する学会開催を誘致し、公募実行団体が活動を展開する機会を提供し支援。2025年11月には、応用生態工学会による「全国フィールドシンポジウム in 熊本－地域共創の流域治水と環境を活かした地域活性化－」を人吉市で開催を予定しており、継続して学会や展示会等の誘致を働きかける。</p> | - | 183/200字 |
| <p>(※11)説明会等の開催支援②…当研究所は熊本県立大学、熊本市等と連携して、ネイチャーポジティブに関する国際大会の開催に協力し、グリーンインフラに関する企業、市民の意識醸成を働きかける。同大会は環境省等の支援の下、2026年7月14日から15日にかけて熊本市で「第2回グローバル・ネイチャーポジティブ・サミット（Global Nature Positive Summit）」として開催される。</p> | - | 196/200字 |
| <p>環境整備⑥国内外への横展開</p> <p>公募実行団体が本事業で当研究所や熊本県立大学等と連携して実装する流域治水と地下水涵養の考え方や技術を他流域に横展開することで国内外のレジリエンス向上につなげる。本事業による流域治水が持つ水を「ゆっくり流す」洪水防御の機能だけでなく、地下に水を「ゆっくり浸透させる」、熊本ならではの地域づくりにつながる機能にも着目して国内外への横展開を図る※12。</p> | 2029年3月以降 | 187/200字 |

| | | |
|--|---|----------|
| <p>(※12) 国内外への横展開①…本事業で連携するJST「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」プロジェクトでは、要素技術ごとに東京都杉並区（雨庭）、大阪府（森林管理）と連携協定を結んでいる（2025年10月現在）。今後、地域共創型の流域治水や水源涵養に関心をもつ国内の各地域への横展開を図り、公募実行団体の活動の場を広げる。海外展開は、気候風土が似ている東南アジア等を想定。</p> | - | 189/200字 |
| <p>(※12) 国内外への横展開②…今後の連携を予定している地域は、リゾート地の水源涵養（北海道）、四万十川の流域治水（高知県）、離島でのメガソーラー設置地区での治水（長崎県宇久島）、パイナップル畑からの赤土流出対策（沖縄県国頭村ほか）等（2025年10月時点）。</p> | - | 129/200字 |
| <p>(※12) 国内外への横展開③…熊本県立大学、肥後銀行、大手損害保険会社等がグリーンインフラの要素技術による地域づくりの思想と機能を外部化・発展させた非営利団体「流域共創デザイン機構（仮称）」の設立（本事業の仕組みやノウハウを生かした問題解決のための機構）を検討しており、当研究所は本事業における活動を踏まえ、同機構と連携して要素技術が継続的に国内外に浸透する仕組みづくりを目指す。</p> | - | 190/200字 |

V. 広報戦略および連携・対話戦略

| | | |
|----------------|---|----------|
| <p>広報戦略</p> | <p>本事業の成果やインパクトを発信するため、グリーンインフラによる治水・水循環効果の科学的根拠を熊本県立大学等と定量的に評価、新たな産業創出との連動性を明記したレポートを作成。自治体や流域内外の企業、住民等を対象に、ウェブ公開、関係機関配布、関係者向けシンポジウム・勉強会等を定期開催し、共感と参画を促す。地元報道機関（テレビ熊本等）と連携して、時系列的に複数回放映し物語性を持って県民を中心に情報発信。</p> | 200/200字 |
| <p>連携・対話戦略</p> | <p>本事業のエコシステム形成のため、要素技術をベースとしたワークショップ等で、行政、企業、住民等、幅広い層の関心と理解を醸成。継続的対話として関心層向けにプラットフォームを形成し、勉強会等を通じて多様なセクターの連携を促進。本事業終了後の実行団体の活動を起点とした分散型の拠点創出を支援、新たに参画する事業者・住民への波及を図り地域全体の「面」としての意識、行動変容につながる拡散型アプローチを継続する。</p> | 200/200字 |

VI. 出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

| | | |
|---------------|--|----------|
| <p>資金分配団体</p> | <p>当研究所は、助成終了時の実行団体による短期アウトカムの達成状況を評価。事業による正負の効果／効率性の評価により、実行団体の継続支援、他地域などに応用可能な共有財としてのナレッジを所内、(株)地方総研に蓄積し、支援体制を強化。また熊本県立大学や肥後銀行等が共同で設立する予定の「流域共創デザイン機構（仮称）」と連携して、本事業による実行団体の活動、国内外への展開を継続支援。</p> <p>①資金の自律的調達　：肥後銀行と連携し、本事業に関わる公的資金活用、事業収益による資金調達を支援</p> <p>②事業・組織の自走化：実行団体による中期アウトカム実現に向け、年1回の進捗管理、情報開示を支援</p> <p>③社会の諸課題解決　：地域住民や企業、行政等の多層かつ継続的な連携・対話を行うプラットフォーム運営により、実行団体の活動を支援</p> <p>④公的施策としての制度化：グリーンインフラ導入のインセンティブ付与や雨水流出抑制策等を義務付け等を働きかけ</p> | 400/400字 |
| <p>実行団体</p> | <p>①自律的調達環境の整備：実行団体による助成終了時のインパクト評価を踏まえた資金調達を支援</p> <p>②事業・組織の自走化：実行団体による助成終了時に成果が確認されなかった場合の阻害要因分析を伴走支援。また自ら中期アウトカム実現に向けたプロセス評価で、必要に応じた改善を行い収益性向上策や要素技術による案件形成等への道筋を示し、活動を展開できる能力を支援。情報開示に基づく有識者によるアドバイス機会を提供</p> <p>③社会課題の自律的解決：地域住民・企業・行政を巻き込む合意形成支援により、実行団体が核となりグリーンインフラに関する地域課題が自律的かつ持続的に解決される分散型エコシステムの構築を支援</p> <p>④公的施策への働きかけ：当研究所は熊本県立大学等と連携して実行団体による実践モデルを、グリーンインフラの有効性を示す科学的根拠をもとに国や自治体へ政策提言として発信。実行団体の活動が継続する地域主導の課題解決モデルを構築</p> | 400/400字 |

VII.関連する主な実績

| | |
|---|----------|
| (1)助成事業の実績と成果 | 782/800字 |
| <p>中間支援組織としての助成事業の実績はなし。 (ご参考)</p> <p>地域中間支援者として本事業を実施する意義：地方経済総合研究所が地域中間支援者として休眠預金活用事業を実施する意義は大きいと考える。当研究所は、長年培った地域経済に関する知見と、産官学金連携の中核を担う実績を持つ。特に、肥後銀行との連携により、地域産業創生の具体的なソリューションを有しており、これは休眠預金を目指すソーシャルビジネスの「事業性」と「社会性」の両立に不可欠な強みである。熊本が直面する複合的な社会課題（災害激甚化、地域経済衰退、環境負荷増大等）は、従来の公的資金や単一セクターでは解決困難である。当研究所が地域中間支援者となることで、休眠預金の特性を活かし、行政、大学、金融機関、地域住民、そして企業が一体となる「価値共創エコシステム」を構築・促進できる。これにより、従来の枠組みに囚われない革新的なソーシャルビジネスの創出を加速化させ、その事業化を強力に支援することが可能となる。</p> <p>また、当研究所がこれまで取り組んできた農業、観光など流域における地域中間支援者としての機能を融合し、多様な関係者が連携し、対話が発生することによる共創の場が形成され、複合的にイノベーションが起こる環境が整いつつある。今後、地域のインテグレーター機能を担い、グリーンインパクト創出に貢献する企業群が地域で実装されるグリーンインフラの要素技術をベースに地域の潜在価値である産業を興す支援へと先進化させていくことで、「地域が変わる」好循環を創出する。</p> <p>【要素技術ごとのプラットフォーム組成事例】</p> <p>①「雨庭」：雨庭パートナーズ、②「森林管理」：球磨川流域の森と木の未来を考える会準備会、③「観光」：緑の流域治水スタディツアー、④「農業」：農山漁村イノベーション熊本SC、⑤「環境」：地域循環共生圏プラットフォーム 等</p> | |
| (2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等 | 781/800字 |
| <p>(1) JST「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」(～2030年度)：日本科学技術振興機構のCOI-NEXT地域共創拠点・本格型「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会(地域共創流域治水)」プロジェクトで、大水害に見舞われた球磨川流域の10年後を見据え、災害後においても持続的な地域を構築するための中心的な解決策として「緑の流域治水」を取り上げ、代表機関(熊本県立大学)、幹事自治体(熊本県)、幹事企業(肥後銀行)という体制で産学官の地域共創拠点を形成し、水害後の持続的な地域への復興という課題に対してその解決を図るもの。</p> <p>(2) 環境省「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」(～2026年度)：同事業では、当研究所が中間支援主体として活動することで、当研究所のビジョンである「地域課題を解決し、豊かで持続可能な地域社会を実現するための情報・ソリューションを提供し続ける知恵袋」としての役割を実践する。球磨川流域の地域商社「あさぎり商社(株)」を伴走支援。</p> <p>(3) 中小企業庁「令和6年度地域の社会課題解決企業支援のためのエコシステム構築実証事業(地域実証事業)」：本事業では、社会課題解決と経済成長の両立を目指す地域企業が必要な経営資源を獲得し持続的な成長を遂げることができるようなエコシステムが構築されるよう、肥後銀行、熊本県立大学等のアカデミック、ローカル・ゼブラ企業、域内外企業等と連携して、社会的インパクトを活用しながら地域課題解決事業に取り組む先行事例を創出。</p> <p>(4) 熊本市「熊本連携中枢都市圏SDGsパートナー事業運営等業務」：熊本連携中枢都市圏の市町村等と連携してSDGsの普及啓発に取り組むとともに、圏域内の「熊本県SDGs登録制度」の登録企業等同士や企業等と自治体、自治体同士が交流できるプラットフォームを運営し、地域課題の解決を支援。</p> | |

VIII.実行団体の募集

| | | |
|----------------|--|----------|
| (1)採択予定実行団体数 | 5団体程度 | |
| (2)実行団体のイメージ | 本事業においては、地域共創流域治水による気候変動に起因する自然災害へのレジリエンスや水源の保全・涵養向上という社会課題の改善効果(インパクト)の実現は、ひと手間かけた山林の整備など自然と向き合いながら振興するため短期的にはハードルが高い。このため、長い時間軸で自社の事業上の価値向上とも不可分であるとの認識に立って、新たな技術の導入やビジネスモデルの変革を進め、事業の創造に取り組む事業者 | 194/200字 |
| (3)1実行団体当り助成金額 | 1実行団体当たり、30,000千円以内。白川流域で60,000千円を想定。 60,000千円とする理由：人口集積がある白川流域では近年、大規模な都市開発や工場進出に伴う田畑等の土地改変による地下水涵養量の減少や水災リスクの高まりなどが懸念されており、水循環の保全(ウォーターポジティブ)とそれを支える自然環境の再生・保全(ネイチャーポジティブ)を広範囲な地域で推進することが想定されるため。 | 195/200字 |
| (4)案件発掘の工夫 | 本事業では、流域治水や水源涵養に資する地域共創型IoTを開発し成長を目指す若手研究者、地域の伝統価値を活かしたビジネスモデルの再展開を図る企業などの中小企業、特定の地域やニッチな市場が抱える課題・ニーズに着目し持続的な成長を見込む地域発の創業企業等々、多様な主体を想定している。丁寧な公募の周知(地方経済総合研究所の広報媒体を活用した事前告知、公募)、大学等と連携した説明会開催を複数回実施する。 | 198/200字 |

| | | |
|-----------|-------------------------|--------------------------|
| 申請団体/事業種別 | 資金分配団体 | 2025年度通常枠 |
| 事業期間 | 2026/03/01 ~ 2029/03/31 | |
| 資金分配団体 | 事業名 | 「地域共創グリーンインパクト」加速化プロジェクト |
| | 団体名 | 公益財団法人地方経済総合研究所 |

| | 助成金 |
|----------------|-------------|
| 事業費 | 158,740,335 |
| 実行団体への助成 | 135,000,000 |
| 管理的経費 | 23,740,335 |
| プログラムオフィサー関連経費 | 20,805,130 |
| 評価関連経費 | 13,020,000 |
| 資金分配団体用 | 6,670,000 |
| 実行団体用 | 6,350,000 |
| 合計 | 192,565,465 |

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 合計 |
|----------|---------|------------|------------|------------|-------------|
| 事業費 (A) | 619,337 | 53,137,666 | 52,707,666 | 52,275,666 | 158,740,335 |
| 実行団体への助成 | 0 | 45,000,000 | 45,000,000 | 45,000,000 | 135,000,000 |
| - | | | | | |
| 管理的経費 | 619,337 | 8,137,666 | 7,707,666 | 7,275,666 | 23,740,335 |

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 合計 |
|---------------------|---------|-----------|-----------|-----------|------------|
| プログラム・オフィサー関連経費 (B) | 466,490 | 6,802,880 | 6,767,880 | 6,767,880 | 20,805,130 |
| プログラム・オフィサー人件費等 | 416,490 | 4,997,880 | 4,997,880 | 4,997,880 | 15,410,130 |
| その他経費 | 50,000 | 1,805,000 | 1,770,000 | 1,770,000 | 5,395,000 |

3. 評価関連経費 [円]

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 合計 |
|------------|--------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 評価関連経費 (C) | 0 | 4,290,000 | 3,720,000 | 5,010,000 | 13,020,000 |
| 資金分配団体用 | 0 | 1,940,000 | 1,720,000 | 3,010,000 | 6,670,000 |
| 実行団体用 | 0 | 2,350,000 | 2,000,000 | 2,000,000 | 6,350,000 |

4. 合計 [円]

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 合計 |
|-------------|-----------|------------|------------|------------|-------------|
| 助成金計(A+B+C) | 1,085,827 | 64,230,546 | 63,195,546 | 64,053,546 | 192,565,465 |

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

| | | | |
|-------------|----------------------|---|---------------|
| 法人格 | 団体種別 | 公益財団法人 | 資金分配団体/活動支援団体 |
| 団体名 | 公益財団法人地方経済総合研究所 | | |
| 郵便番号 | 860-0012 | | |
| 都道府県 | 熊本県 | | |
| 市区町村 | 熊本市中央区 | | |
| 番地等 | 紺屋今町1番23号 | | |
| 電話番号 | 096-326-8625 | | |
| WEBサイト(URL) | 団体WEBサイト | https://www.reri.or.jp/ | |
| | その他のWEBサイト (SNS等) | https://www.facebook.com/chihosoken/ | |
| | | | |
| | | | |
| 設立年月日 | 平成元(1989)年4月3日 | | |
| 法人格取得年月日 | | | |

(2)代表者情報

| | | |
|--------|------|-----------|
| 代表者(1) | フリガナ | カサハラ ヨシヒサ |
| | 氏名 | 笠原 慶久 |
| | 役職 | 代表理事 |
| 代表者(2) | フリガナ | ナカモト シュウジ |
| | 氏名 | 中本 秀二 |
| | 役職 | 専務理事 |

(3)役員

| | |
|---------------------------|----|
| 役員数 [人] | 19 |
| 理事・取締役数 [人] | 9 |
| 評議員 [人] | 7 |
| 監事/監査役・会計参与数 [人] | 3 |
| 上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人] | 2 |

(4)職員・従業員

| | |
|----------------|----|
| 職員・従業員数 [人] | 19 |
| 常勤職員・従業員数 [人] | 18 |
| 有給 [人] | 18 |
| 無給 [人] | |
| 非常勤職員・従業員数 [人] | 1 |
| 有給 [人] | 1 |
| 無給 [人] | |
| 事務局体制の備考 | |

(5) 会員

| | |
|---------------------|-----|
| 団体会員数 [団体数] | 929 |
| 団体正会員 [団体数] | 929 |
| 団体その他会員 [団体数] | |
| 個人会員・ボランティア数 | 0 |
| ボランティア人数(前年度実績) [人] | |
| 個人正会員 [人] | |
| 個人その他会員 [人] | |

(6) 資金管理体制

| | |
|-------------------------|--------------|
| 決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること | 通帳管理者と決済者が同一 |
| 決済責任者 氏名/勤務形態 | |
| 通帳管理者 氏名/勤務形態 | |
| 経理担当者 氏名/勤務形態 | |

(7) 監査

| | |
|----------------|---------|
| 年間決算の監査を行っているか | 外部監査で実施 |
|----------------|---------|

(8) 組織評価

| | |
|-----------------------------------|--------|
| 過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか | 受けていない |
| 認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください | |

(9) その他

| | |
|-------------------|--------------|
| 業務別に区分経理ができる体制の可否 | 区分経理できる体制である |
|-------------------|--------------|

(10) 助成を行った実績

| | |
|-------------------|----|
| 今までに助成事業を行った実績の有無 | なし |
| 申請前年度の助成件数 [件] | |
| 申請前年度の助成総額 [円] | |
| 助成した事業の実績内容 | |

(11) 助成を受けた実績

| | |
|----------------------|----|
| 今までに助成を受けて行っている事業の実績 | なし |
| 助成を受けた事業の実績内容 | |

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

| | |
|----------|--|
| 事業名: | 「地域共創グリーンインパクト」加速化プロジェクト |
| 団体名: | 公益財団法人地方経済総合研究所 |
| 過去の採択状況: | 通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。 |

| | |
|----------|------|
| 記入箇所チェック | 記入完了 |
|----------|------|

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

| | | |
|------------------------------------|------|------|
| 記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。 | | |
| 記入完了 | 記入完了 | 記入完了 |

| 規程類に含める必須項目 | (参考)JANPIAの規程類 | 提出時期(選択) | 根拠となる規程類、指針等 | 必須項目の該当箇所 ※条項等 |
|--|------------------------|----------|-------------------------|--------------------|
| ● 社員総会・評議員会の運営に関する規程 | | | | |
| (1)開催時期・頻度 | 評議員会規則 定款 | 公募申請時に提出 | 定款 | 第17条 |
| (2)招集権者 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第18条 1 |
| (3)招集理由 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第18条 2 |
| (4)招集手続 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第18条 3 |
| (5)決議事項 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第16条 |
| (6)決議(過半数か3分の2か) | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第19条 1、2、3 |
| (7)議事録の作成 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第22条 |
| (8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第19条 2 |
| ● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。 | | | | |
| (1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること | 定款 | 公募申請時に提出 | 定款 | 第24条 3 |
| (2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第24条 3 |
| ● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。 | | | | |
| (1)開催時期・頻度 | 定款 理事会規則 | 公募申請時に提出 | 定款 | 第25条 6 |
| (2)招集権者 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第32条 1、2 |
| (3)招集理由 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第31条、第32条 3 |
| (4)招集手続 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第32条 3 |
| (5)決議事項 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第7条 1、第8条 1、第31条 |
| (6)決議 (過半数か3分の2か) | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第34条 |
| (7)議事録の作成 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第37条 1、2 |
| (8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第34条 |
| ● 理事の職務権限に関する規程 | | | | |
| JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること | 理事の職務権限規程 | 公募申請時に提出 | 定款 | 第25条 全項 |
| ● 監事の監査に関する規程 | | | | |
| 監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください | 監事監査規程 | 公募申請時に提出 | 定款 | 第26条 1、2 |
| ● 役員及び評議員の報酬等に関する規程 | | | | |
| (1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額 | 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程 | 公募申請時に提出 | 役員等の報酬並びに費用に関する規定 定款 | 第2条 4 第14条、第29条 |
| (2)報酬の支払い方法 | | 公募申請時に提出 | 役員等の報酬並びに費用に関する規定 | 第3条、第4条、第5条、第6条 |

| ● 倫理に関する規程 | | | | |
|---|--|-------------|---|---|
| (1) 基本的人権の尊重 | 倫理規程 ハラスメントの防止に関する規程 | 公募申請時に提出 | 就業規則 | 第7条 |
| (2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除) | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (3) 私的利益追求の禁止 | | 公募申請時に提出 | 就業規則 | 第12条 全項 |
| (4) 利益相反等の防止及び開示 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (6) ハラスメントの防止 | | 公募申請時に提出 | 就業規則 | 第13条、第14条 |
| (7) 情報開示及び説明責任 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第7条 2、第8条 3 |
| (8) 個人情報の保護 | | 公募申請時に提出 | 個人情報保護規程 | 全項 |
| ● 利益相反防止に関する規程 | | | | |
| (1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと | 倫理規程 理事会規則 役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則 | 公募申請時に提出 | 競争的資金等の取扱いに関する規程 | 第2章 |
| (1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること | | 公募申請時に提出 | 定款 競争的資金等の取扱いに関する規程 | 第19条、第34条 第2章 |
| (2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること | | 公募申請時に提出 | 競争的資金等の取扱いに関する規程 | 第6条 |
| ● コンプライアンスに関する規程 | | | | |
| (1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること | コンプライアンス規程 | 公募申請時に提出 | 公的研究費等の不正防止に関する基本方針 競争的資金等の取扱いに関する規程 | 2 第2章 |
| (2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| ● 内部通報者保護に関する規程 | | | | |
| (1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい) | 内部通報(ヘルプライン)規程 | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| ● 組織(事務局)に関する規程 | | | | |
| (1) 組織(業務の分掌) | 事務局規程 | 公募申請時に提出 | 内規 | 第9条 |
| (2) 職制 | | 公募申請時に提出 | 内規 | 第10条 |
| (3) 職責 | | 公募申請時に提出 | 内規 | 第6条、第7条、第8条 |
| (4) 事務処理(決裁) | | 公募申請時に提出 | 職務権限規定 | 全項 |
| ● 職員の給与等に関する規程 | | | | |
| (1) 基本給、手当、賞与等 | 給与規程 | 公募申請時に提出 | 給与規定 | 第4条、第5条、第15条、第17条、第18条、第20条、第21条、第22条、第18条2 |
| (2) 給与の計算方法・支払方法 | | 公募申請時に提出 | 給与規定 | 第6条～第14条 |
| ● 文書管理に関する規程 | | | | |
| (1) 決裁手続き | 文書管理規程 | 公募申請時に提出 | 職務権限規定 | 別表 |
| (2) 文書の整理、保管 | | 公募申請時に提出 | 会計処理規定 | 第11条 |
| (3) 保存期間 | | 公募申請時に提出 | 会計処理規定 | 第11条 |
| ● 情報公開に関する規程 | | | | |
| 以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録 | 情報公開規程 | 内定後1週間以内に提出 | | |
| ● リスク管理に関する規程 | | | | |
| (1) 具体的リスク発生時の対応 | リスク管理規程 | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (2) 緊急事態の範囲 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (3) 緊急事態の対応の方針 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (4) 緊急事態対応の手順 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| ● 経理に関する規程 | | | | |
| (1) 区分経理 | 経理規程 | 公募申請時に提出 | 会計処理規定 | 第4条 |
| (2) 会計処理の原則 | | 公募申請時に提出 | 会計処理規定 | 第2条 |
| (3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別 | | 公募申請時に提出 | 会計処理規定 | 第5条、第6条 |
| (4) 勘定科目及び帳簿 | | 公募申請時に提出 | 会計処理規定 | 第7条、第8条、第9条、第10条、第11条 |
| (5) 金銭の出納保管 | | 公募申請時に提出 | 会計処理規定 | 第18条、第19条 |
| (6) 収支予算 | | 公募申請時に提出 | 会計処理規定 | 第12条、第13条、第14条、第15条、第16条 |
| (7) 決算 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第8条 |

定 款

公益財団法人 地方経済総合研究所

公益財団法人地方経済総合研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人地方経済総合研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、熊本地方の経済、産業、地域の活性化に関する調査研究並びに総合的な提言を行い、地方経済の振興と健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 熊本地方の経済、産業に関する調査研究および提言
- (2) 地域の活性化に関する調査研究及び提言
- (3) 各種講習会、研修会、講演会等の開催
- (4) 各種資料の収集、保管、編集及び刊行に関する事
- (5) 前項に掲げるもののほかこの法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、熊本県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、

毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第10条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、承認を得なければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員5名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）

第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へへ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は、認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。）

(3) この評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員に対して、評議員会において別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任又は解任
- (2) 理事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 理事及び監事並びに評議員に対する費用の弁償の基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催日の1週間前までに評議員に通知しなければならない。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) 長期借入金の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員のうちから2名が議事録署名人として、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とするほか、必要に応じ副理事長1名、専務理事2名以内、常務理事2名以内を置くことができる。

- 3 前項の理事長を法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事を同法91条第1項2号の業務執行理事とする。
- 4 理事のうち必要に応じて会長を置くことができる。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 専務理事及び常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長は、当財団の円滑な運営に努めるものとする。
- 6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げないものとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、評議員会において、別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が当たる。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、出席した理事の中から選任する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局その他

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の同意を得て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。

(顧問、参与及び相談役)

第45条 この法人に、任意の機関として、若干名の顧問、参与及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問、参与及び相談役は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問、参与及び相談役は、理事会からの諮問された事項について参考意見を述べるものとする。
- 4 顧問、参与及び相談役の報酬は、無報酬とする。ただし、常勤の顧問・参与及び相談役に対しては、理事会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(会員)

第46条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、別に定める会員に関する規程による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 財団法人地域流通経済研究所の寄附行為は、附則第2項に規定する解散の登記の日に廃止する。

4 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。

甲斐 隆博 坂本 康尚
元山 哲夫 中川 芳昭
寺崎 秀俊 古荘 善啓
伊豆 英一 北村 美樹浩
薬真寺 偉臣 岡本 恵也
古賀 実

5 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。

吉永 茂
津留 清
上野 豊徳

6 この法人の最初の理事長は、甲斐 隆博とする。

7 この法人の最初の専務理事は、坂本 康尚とする。

8 この法人の最初の常務理事は、元山 哲夫とする。

9 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

村田 信一 宮原 國臣
谷口 功 中山 峰男
小野 友道 久我 彰登
船津 昭信 江口 正明
下山 史一郎

別表第1 基本財産（第5条関係）

| 財産種別 | 物量等 |
|------|-------------|
| 定期預金 | 10,000,000円 |

平成29年3月23日 第16回定時理事会にて基本財産金額変更承認

平成29年6月12日 第9回定時評議員会にて基本財産金額変更承認

上記は当法人の現行定款と相違ありません

2020年7月1日

公益財団法人 地方経済総合研究所

代表理事 笠原 慶久